京都府環境影響評価専門委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年7月17日(金) 午前9時30分から正午まで
- 2 場 所 ホテルルビノ京都堀川 平安の間
- 3 出席者 委 員 渡邉委員長、上田委員、大下委員、勝見委員、佐古委員 清水委員、高野委員、田中委員、成瀬委員、布野委員、吉村委員 (11 名)

事務局 松山技監 五十嵐環境管理課長、その他関係職員

【議題1】 (仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について 関係機関 中丹東保健所

【議題2】 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境 影響評価準備書について

関係機関 京田辺市、大阪府、枚方市、山城北保健所

事業者 枚方京田辺環境施設組合、八千代エンジ゙ニャリング株式会社

- **4 傍聴者** 7 名
- 5 内容
 - (1) 開会
 - ・傍聴希望者の報告
 - ・会議の成立の報告
 - ・松山技監あいさつ
 - ・ 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る諮問(資料8)

(2) 議事

【議題1】 (仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

ア 事務局説明

・ 事務局から、資料3~7により、手続の流れ及び専門委員会意見案について説明 した。

イ 意見交換

・ 専門委員会意見案(資料7)について意見交換を行った。意見の内容は以下のと おり。

(委員)

「2(4) 鳥類に対する影響」2行目の「クマタカ、ハチクマ及びオオミズナギドリ等の希少種」について、生息数等の観点から希少性が高い種のみに限定される「希少種」よりも、重要な種をより広く対象とするように「重要な種」といった表現に修正してはどうか。

(事務局)

御指摘のとおり修正させていただく。

「2(1) 騒音及び低周波音に係る影響」1行目の「風力発電機等の稼働による騒音及び低周波音」という表現について、供用開始後の騒音及び低周波音のみを意見の対象とするのではなく、工事の実施に伴う騒音や低周波音も対象とするよう修正してはどうか。

(事務局)

「2(1) 騒音及び低周波音に係る影響」1行目の「風力発電機等の稼働による騒音及び低周波音」を「工事の実施及び風力発電機等の稼働による騒音及び低周波音」と修正してはどうか。

(委員 了承)

(委員)

それでは、以上の意見交換の結果とおり、専門委員会意見案(資料 7)の一部語 句を修正したものを専門委員会意見とすることとしてよいか。なお、誤字脱字等の 細かな語句の修正が必要になった場合、その修正に関しては委員長に一任いただく こととしてよいか。

(委員 了承)

ウ 今後の進行

・ 「イ 意見交換」の結果とおり、専門委員会意見案(資料7)の一部語句を修正 したものを専門委員会意見とすることとなった。なお、誤字脱字等の細かな語句の 修正が必要になった場合、その修正に関しては委員長一任となった。

【議題2】 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

ア 事務局説明

・ 事務局から資料9により、本件に係る手続の流れ等について説明。

イ 事業者説明

事業者からパワーポイント資料により準備書内容について説明。

ウ 質疑応答

・ 事業者との質疑応答(約40分)の内容は以下のとおり。

(委員)

対象事業の概要について、煙突高さ 100m は、隣の東部清掃工場に合わせているのか。

(事業者)

そのとおり。

(委員)

排ガスの環境保全目標は、東部清掃工場と同レベルか。

(事業者)

東部清掃工場と同じレベルである。なお、水銀について、平成 30 年度施行の改正大 気汚染防止法に対応したものである。

排水について、現時点では下水道放流を予定しているとのことだが、排ガスの処理方法を決めることのできない理由は何か。

(事業者)

本事業はプラントメーカーの提案を受けて、仕様が作成される DBO 方式である。選定される排ガスの処理方式の選定によって、排水量が大きく変わる。

(委員)

大気環境の予測・評価について、煙突排ガスの最大着地濃度のシミュレーションに、 稼働中の東部清掃工場からの排ガスとの相互影響は含まれているか。

(事業者)

稼働中の東部清掃工場の影響は、バックグラウンドの設定に含まれている。なお、その設定は最大の環境負荷を考慮したものである。

(委員)

新施設の煙突排ガスと、稼働中の東部清掃工場の煙突排ガスとの大気中での相互影響 を無視しているのか。

(事業者)

新施設の煙突と、東部清掃工場の煙突をそれぞれ発生源とするのみであり、それぞれから排出される排ガスの大気中での相互影響のシミュレーションをやってない。

(委員)

供用時の温室効果ガスの予測・評価について、新施設の供用時における CO2 排出量が、現状からの増減量においてマイナスとなっている。これは、現状に比べて発電効果が大きいということか。

(事業者)

そのとおり。現在、甘南備園では発電を行っていないためであり、さらに、ごみの減量施策が進むという予測のためである。

(委員)

車両運行についても、減量の効果によって、増加しないということか。

(事業者)

現状、穂谷川清掃工場に行っている車両が新施設に来ることを想定し、微増した数字となっている。

(委員)

大気環境の予測・評価について、新施設と東部清掃工場が、同時に稼働している状況を表現できているのか疑問である。もう少し丁寧な説明をしてほしい。

(委員)

新施設と東部清掃工場が同時に稼働している状況を考慮した予測・評価が必要という ことか。

(委員)

稼働中の東部清掃工場と、排ガスを同時排出させた相互影響を考慮したシミュレーションをすべきである。

(事業者)

検討させていただく。

(委員)

設定したバックグラウンドが持つ意味を明確化してほしい。

(委員)

本事業の方法書についての京都府知事意見では、東部清掃工場の影響を考慮して予測・評価を行うよう意見を述べているが、東部清掃工場の影響はバックグラウンドとして

使われているだけでのようである。

方法書についての意見の主旨は、特別な環境や条件下での状況を検討してシミュレーションに活かしてほしいというものと考える。

東部清掃工場のデータを単にバックグラウンドとして使うだけでなく、特異な条件における状況の予測や、大気中における排ガスの相互影響のシミュレーションとしても有効活用するよう検討されたい。

(事業者)

検討する。

(委員)

大気環境の予測・評価について、環境保全目標値よりは小さいという判断であるが、 シミュレーションの条件としてどのような状況だったのか。平均的な濃度ではなくて、 一番高い濃度がどうであるかということを考えて予測・評価してはどうか。

また、日平均値は示してあるが、1時間値の最大値はどうなのか。大気汚染物質のダイオキシン類等については、長期間の値が示されているが、浮遊粒子状物質等については、1時間値の値が環境基準とされている。

基準値は、健康影響に基づいて、短期間の影響の有無に基づいて決められたものである。したがって、日平均値だけでなく、少し短めの時間における高濃度の情報も出して 予測・評価するのがよい。

また、大気質の事後調査について、「施設の稼働に伴う影響は、地域の方々の関心が高いことや予測の緒言に不確実性が若干あることを勘案し」とあるが、この不確実性とは何かということをより明確にしてはどうか。

(事業者)

長期予測の条件の確認ということか。

(委員)

長期予測の条件に加えて、濃度が高くなる短期での事象を考慮した方がよい。

例えば、新型コロナウイルス感染症に関する事象についていえば、在宅時間が長くなり、廃棄物が増えるならば、これまでの想定外のことも起こる可能性がある。そうした 状況も想定して、対応できないかという主旨である。

長期的に見た場合と、短期的な高濃度や特定事象といった状況のシミュレーションを 検討してほしい。

(事業者)

アセスメントにおいて長期予測では、年平均で予測をする。

排ガスの排出について、排出規制値を守る条件で予測をする。新型コロナウイルス感染症の関係でごみ量が増えても、施設の管理上は、規制基準を満足させて稼働させるのが条件になり、長期予測で、濃度が高くなるような条件で検討はしていない。

ダイオキシン類や水銀は、年平均値の予測となっている。

一方、浮遊粒子状物質は、1時間値での環境影響の基準値があるので、それと比較しての予測を行っている。

また、接地逆転時、ダウンドラフト時や上層逆転出現時等の状況を確認し、すべての 条件で基準値をクリアできることを確認している。なお、準備書に詳細を記載している。 大気質の事後調査について、予測の不確実性とは、新施設のメーカーや処理方式等、 どのような焼却炉になるかがまだ決まっていないということである。

(委員)

色々な状況をシミュレーションしていると理解した。

また、未確定なところがあるので、それが確定した段階で事後調査をするということ

が分かった。

(委員)

騒音関係について、低周波音と超低周波音の両方が書いてあるが、資料には 20Hz 以下の超低周波を対象とした G 特性による評価のみがなされている。

環境省は、20Hz より高い 100Hz 以下の低周波音による評価を推奨しているが、そのような評価はしていないのか。

騒音の予測・評価について、平均すると、コンマ何デシベルの増加なので、問題ないだろうとされている。実際の現場では、平均値ではなく最大値で問題がおきることも多い。従来にはなかったような大きな騒音が発生する可能性の有無も予測・評価をしてほしい。

(事業者)

超低周波音と低周波音との区別は、京都府条例上では超低周波音とあるが、住民説明 会では分かりやすいよう低周波音という言葉を使っている。

要約書では $1\sim20$ Hz の超低周波音を対象とした G 特性のみで整理しているが、準備書の本編では、F 特性等によって $1\sim100$ Hz での整理をしていて、それらを環境省の参照値とも比較して予測・評価している。

沿道の騒音レベルが既に環境基準を超えているため、新たな事業による騒音の増加は、 コンマ数デシベルと予測している。

これらは、環境省が定める道路の環境影響評価の手法のとおり予測・評価を行っている。

環境省の騒音に係る環境基準は Leq で評価することが決まっているため、最大値の Lmax で予測・評価するということは、非常に難しい。

(委員)

90%レンジの最大値L5を用いる方法もある。

意見の主旨は、従来に比べて、大きな車両が通ることによって、騒音の最大値が増加することがないのかということである。その可能性について、コメントを追加してほしい。苦情の発生に影響がある。

(事業者)

道路沿道において、L5で評価するのか。

(委員)

音源の大小を、従来に比べて、ある程度評価しておかないといけない。

例えば、車両台数は少なくなるが、大きな音がたくさん出る場合、苦情につながるため、検討しておくのがよい。

(事業者)

苦情対応は大事なことと認識している。

例えば、工事中や供用後、窓口を設けて対応する必要があると思っている。

保全措置については、工事用車両や施設利用車両のエコドライブの推進、適切な運行 管理、車両分散を検討しており、準備書内で保全措置を示している。

(委員)

平均値が上がらず問題ないということだけを強調するのは適切でない。色々な問題を 考えた上で対応してほしい。

(事業者)

現地調査では、Leq だけではなく、時間率騒音レベルを取っているため、L5 として換算したとき、どのようになるのかを確認しておきたい。

(委員)

苦情対策や大きい音の対応方法に加えて、丁寧に、バックデータを準備しておくべき との御指摘だったと思う。御検討いただきたい。

(委員)

廃棄物に関して、焼却灰は、適切に処理するとされている。

近年、大雨で洪水が起きている。その際、焼却灰があふれたりする可能性がある。そ うした場合、どのように対策するのかについて、検討をしているのか。

また、水質や土壌についての事後調査がない。例えば、建物から有害物質が漏出することがあるかもしれないため、水質や土壌について、調査されたい。

(事業者)

廃棄物に関して、災害が起こった場合、焼却灰や飛灰は場内に溜まって場外に漏れる ことはないのかという話であったと思う。

今回の施設は、災害に強い施設にしていきたい。実際に災害が起こった場合、稼働できるような体制をとっておきたいと考えている。廃棄物の処理が見込めなくなる場合でも、場内から飛灰や焼却灰をあふれ出させないために、焼却炉を止め、飛灰や焼却灰を発生させないようにする。

水質に関して、新施設は排ガス処理の脱硝工程でアンモニアを使うことから、水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当する。改正水質汚濁防止法により、新施設では、アンモニア等の有害物質が地下浸透や飛散流出しないための、規制を受けることになる。

新施設において、有害物質が地下浸透や飛散流出することのないよう、施設を整備し、 監視、定期点検、保守を行っていく。

(委員)

事後調査の項目に含めることについて、具体的にどうか。

(事業者)

水質については、公共用水域への排出はなく、下水道放流のみであるため、事後調査 の対象とすることを考えていない。

土壌については、飛散流出防止や地下浸透防止の措置を講じるため、土壌汚染の起こらない施設と考えており、現状では、土壌に関して事後調査の対象とすることを考えていない。

(委員)

何もなければそれでいい。しかし、アセスとしては、今後の不測の事態を想定して、 事後調査に含めておくということは、新たに整備する施設にとって大事である。

(委員)

排水を下水道へ放流するため、水質について事後調査の対象にしないということは、理解しにくい。どこの処理場に放流し、どれくらいの放流量と水質であるのか。下水道処理場に対して大きな負荷を与えるのかどうか。それらを含めてアセスをしないといけない。境界から外のアセスをしないことは、不十分ではないか。

(事業者)

新施設の放流先は、洛南浄化センターとなる。これまで、新施設は下水道地域に含まれていなかったが、今年3月に本施設の計画も含めて下水道地域に編入された。当然、京田辺市に下水道条例があるため、その基準を遵守した上、流末の最終処理施設への負荷を考慮した適切な時間に放流することを、関係者と協議をしてきた。

今のところ、夜中の3時間に限定して、下水道に放流することを考えている。

(委員)

どこかに記述してあるのか。

(事業者)

準備書には記載はない。

(委員)

そこまでやっているなら、書いたほうがいいのではないか。

(事業者)

準備書の 1-15 ページには、事業計画の水質に関する内容を記載している。基本的に 新施設で使用する水はクローズド式であり、循環利用を基本とし、余分なもののみ、下 水道放流をする。次の 1-16 ページに、水質の環境保全目標を記載している。京田辺市 公共下水道条例の排除基準をクリアしたもので排出することと記載している。ただ、洛 南浄化センターに放流するというところまでの記載はない。

下水道放流に関する影響について、アセスでやるべきではないかとの話があったが、既に、方法書の段階で、クローズド式や余剰水のみを下水道放流ということを示していた。それを示した上、水質については、工事中の濁水を対象とし、調査・予測・評価をやっていくということでの、方法書での審議の経緯があるため、そのあたりを御理解いただきたい。

(委員)

アセス手続後の基本的な流れは、御説明いただいた。今後取り組むことについて、分かっている範囲で、評価書等に記載できないか御検討いただきたい。

(委員)

植物のうち、ミゾコウジュが気になる。準備書に、注目すべき植物一覧があり、ミゾコウジュは準絶滅危惧種に該当する。準備書にはミゾコウジュの生育環境は、畔や湿った草地と記載されている。事業者資料の地図では、生育場所は対象事業実施区域の外とされているが、その場所の土地利用はそうした場所でないがいかがか。

(事業者)

現地調査においてミゾコウジュが確認された場所は、植生図の基本分類で人口裸地と 書いてある場所である。ミゾコウジュを確認した場所は、過去に造成が行われたような 裸地であり、現在、荒れ地又は雑草地になっている。

予測・評価において、当該生育場所が、今後の造成計画でヤードや仮置き場所となる 可能性はないことを確認したため、影響はないと評価をした。

(委員)

コクランは、対象事業実施区域のエリアの内にあるため、類似の生育環境に移植する 措置をとる。ミゾコウジュは、コクランよりも希少性が高く、準絶滅危惧種のため、ミ ゾコウジュについても、何らかの配慮をするのがよい。

(事業者)

現状の生育環境が変わることはない。移植をする場合、移植先での活着にリスクがある。ミゾコウジュの生育場所を改変しないので、このまま残置させたいと考えている。

(委員)

ミゾコウジュの生育場所について、土地所有者は、事業者又は別の者のどちらか。

(事業者)

別の者が土地所有者である。

(委員)

景観の事後調査について、景観の変化は、さほど大きくないとされているが、私は目立つと思う。個人によって評価が変わるものである。

事後調査は、その結果をどのように評価するのか教えてほしい。

(事業者)

河内峠から焼却施設の建屋や煙突が見えるため、影響が小さいと準備書に記載せずに、 影響があるとしている。保全措置として、周囲の環境と調和するような煙突等のデザインに配慮していくということを示している。

現時点では、詳細について決まっていないため、今後、決まったものを、写真を載せ て周辺との調和について確認する。

(委員)

景観を、事業者が判断するのか。

(事業者)

事業者が考察を行うが、それを、京都府に提出して、確認を受けることになる。

(委員)

工事中の廃棄物について、予測結果や評価結果、保全措置については特に意見ないが、 準備書では「建設リサイクル推進計画 2008」を参照することとされている。

同計画は、「2014」も出ていて、今、「2020」のパブリックコメントがされている状態であるのでアップデートしてもらいたい。特にパブリックコメントがされている「2020」のものでは、建設工事で出てくる廃棄物について、社会的な要請もあることから、プラスチックの廃棄物の削減に関して、今回、初めて考察がされた。

そういうことを意識して、工事中の廃棄物についても、より高いものを目指すような、 ものにしてほしい。

(事業者)

「建設リサイクル推進計画」について、評価書の段階で更新する。「2020」について も、内容を確認したい。

(委員)

最新の情報を参照いただき、検討を進めていただきたい。

(委員)

工事中の温室効果ガスについて、大型車と小型車に分けられている。大型車は、工事用車両としてディーゼル車のことであろう。小型車は、燃費がリッター19.2 キロである。ガソリン車だとすると、燃費を 19.2 キロとすることは、少し高く、そのような値にはならないだろう。

工事中は、まだ、ハイブリット車や電気自動車を考えなくてもよいが、令和7年から施設供用開始がされると、10年から15年程度使用されることになる。施設供用時、車が増えるので、輸送のために排出される温室効果ガスも増えることになる。その時、パッカー車であっても、ガソリン車の計算でいいのか。その時、どんな車があるのかを想定した方がいい。

温室効果ガスを、実際に測るのは難しいが、環境への配慮に対する事業者の姿勢が試 されているので、少し考えてほしい。

(委員)

具体的な数字は大切である。つまり、最新の考え方を含めて、できる限りの情報を使 うべきとの御指摘だったと思う。

(事業者)

工事用車両の原単位については、確認する。施設供用後、ガソリン車の使用を想定しているのは、アセスメントで過小評価をしないため、ガソリン車で計算をしている。

保全措置の方に、CO2 排出の少ない車両を検討すること等を追加で記載できないか、 検討したい。

オオタカについては、事業地の近傍に、ある日突然、オオタカの巣が見つかったため、 事業者により追加の調査等が行われている。調査等の結果、影響がある部分や影響がな い部分を適切に区別され、まとめられている。

まず、影響がなかった部分について、対象事業実施区域が改変されてしまうと、もともと森林だったところがごみ処理場に変わってしまい、自然環境が無くなる。一定の面積の自然環境が失われてしまうことの影響については、御説明をいただいたとおりであり、餌場は1パーセント程度の減少のため、影響は少ないという結果である。面的な影響については、影響が少ないということが分かった。併せて、周辺にも餌場が準備されていて、仮にごみ処理場ができたとしても、周辺のえさ場を使って生息できることが分かった。

一方、影響がある部分については、事業者資料の記載を若干修正したほうがよいと考える。検討の結果、工事期間中、騒音の影響や視覚的変化の影響があるとされている。そのうち、距離減衰について、音の距離減衰により営巣地に対する影響がないが、影響がないのは営巣地のひなであり、親鳥には音の影響が出てしまう。親鳥への影響とひなへの影響の違いが整理できていないので修正いただきたい。特に、親鳥については、工事エリアは、親鳥が頻繁に飛翔するエリアである高頻度利用域に該当する。つまり、ここで工事を行うと、親鳥は、音や工事車両の動きによって、行動を変えてしまい、営巣放棄につながってしまうという影響が想定される。そのような影響があるので、事業者において工期を見直されている。特に、繁殖期間中、親が頻繁に飛ぶ期間について、工事を最大限に小さくする、営巣地より遠い部分から工事を始める、最終的に工期を延長するといった形で、事業者は相当に検討された。

親鳥への影響とひなへの影響とを区別し、親鳥の影響については、工期等の検討により対応できている。

追記したほうがよいことは、代替巣についてである。

本件については、様々な要因について、影響の有無を整理し、影響があることについて、一つ一つ対応するという整理してきた。ただ、全体として影響をゼロにできているわけではなく、最終的に、このペアが現在の営巣地を放棄してしまう可能性はゼロにはできない。

もし、このペアが営巣地を捨ててしまった場合のために、その周辺に変わりの巣を作ってもらえる場所を準備するといった代替巣について検討をしたのであれば、記載してはどうか。

(委員)

いくつか具体的に、御指摘と御提案をいただいた。事業者としてはいかがか。

(事業者)

御指摘のとおり、音に関する内容について、親鳥とひなを少し書き分けて、分かりやすくさせていただく。

代替巣について、京都府と確認して、どこまで書けるのかを確認しながら、用意させていただく。

(委員)

一般化すると、具体的に細かく検討した経緯自体が、大事な評価のプロセスである。 それを記載するということは基本的なことと考えていただいたらよい。

(事業者)

オオタカの保全の経緯について、準備書 p. 8-2 に、公表できる範囲で、オオタカの保全及び措置に関する検討の経過と結果を整理しているので、御紹介させていただく。

先ほど、8件のコメントが来ていたことについて、回答できる範囲で構わないが、動物に関する意見はどういった内容か。

(委員)

回答準備中かもしれないが、可能な範囲で御紹介いただけたらよい。

(事業者)

オオタカが近くで営巣をしているため事業者は、地権者の土地を買い上げて、色々対策をできないかということ。もう一つは、工事中の事業スケジュールをしっかりと明確にして、知らせてほしいという御意見があった。

(委員)

前半の部分について、かなり難しいかもしれない。後半の部分については、すでに対応できているので、工期の延長等の計画変更の経緯について、対応したことを書いていただけたらよい。

(委員)

オオタカについて、非常に丁寧に対応された。専門家会議が作られたとある。今回、評価までのプロセスの中に、専門家会議の意見をどういう経緯で反映されているのか、今回どのように関わられたかを御紹介いただきたい。

(事業者)

第1期のオオタカの調査において、営巣が近くに確認されたため、専門家のアドバイスを受けるために、組合は、オオタカ保全専門家会議という3名の専門家からなる組織を設けた。第2期の調査を始める前の12月にその会議を設置して、調査方法や保全措置等について、御意見を伺い、それに基づいて検討を進めた。

(委員)

調査結果については、コメントをもらっていないということか。

(事業者)

調査結果についても、その都度、委員に連絡を入れて、そこで意見をいただいて進めている。

(委員)

全体を通して、専門家の意見と了解を得て、資料ができあがっているという理解でよいか。

(事業者)

そのとおり。

エ 今後の進行

- ・ 次回専門委員会への事業者の出席については、委員長から、基本的には出席不要 だが必要に応じて別途委員長が判断し出席を求めるとの提案があり、委員により了 承された。
- ・ その他本件に係る今後の進行について、事務局から説明。委員から異論なし。<今後の進行>
 - 本準備書について追加の質問・意見等があれば事務局まで連絡いただきたい。 事務局から事業者に見解の提出を求める。
- 現地調査については、方法書手続中に実施した現地調査以降に就任いただいた 委員を対象に別途日程調整し行う。
- 次回専門委員会は 11 月頃開催し、本準備書に対する答申案について意見交換

を行うことを予定している。